

改 正 案			現 行		
<p>第一〜第七（略）</p> <p>第八 令第二百二十九条の二第三項第五号に規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間は、当該火災室から当該階の直通階段への出口を有する室に通ずる経路（この各室について次の式によって計算した時間の合計（以下「階煙降下時間」という。）のうち最小のものとする。</p> $ts = (\text{Aroom} \times (\text{Hroom} - \text{Hlim})) / (\max(\text{Vs} - \text{Ve}, 0.01))$ <p>（この式における、ts、Aroom、Hroom、Hlim、Vs及びVeは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>ts (略)</p> <p>Aroom (略)</p> <p>Hroom (略)</p> <p>Hlim 当該室の種類及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値（以下「限界煙層高さ」という。）（単位 メートル）</p>			<p>第一〜第七（略）</p> <p>第八 令第二百二十九条の二第三項第五号に規定する当該火災室において発生した火災により生じた煙又はガスが当該階の各居室（当該火災室を除く。）及び当該居室から直通階段に通ずる主たる廊下その他の建築物の部分において避難上支障のある高さまで降下するために要する時間は、当該火災室から当該階の直通階段への出口を有する室に通ずる経路（この各室について次の式によって計算した時間の合計（以下「階煙降下時間」という。）のうち最小のものとする。</p> $ts = (\text{Aroom} \times (\text{Hroom} - \text{Hlim})) / (\max(\text{Vs} - \text{Ve}, 0.01))$ <p>（この式における、ts、Aroom、Hroom、Hlim、Vs及びVeは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>ts (略)</p> <p>Aroom (略)</p> <p>Hroom (略)</p> <p>Hlim 当該室の種類及び開口部の構造の種類に応じ、それぞれ次の表に掲げる数値（以下「限界煙層高さ」という。）（単位 メートル）</p>		
室の種類	開口部の構造	限界煙層高さ（単位メートル）	室の種類	開口部の構造	限界煙層高さ（単位メートル）

(略)	平成十二年建設省告示第千四百三十七号に規定する給気室(以下「給気室」という。)への出口等を有する室	常時閉鎖式の防火設備若しくは随時閉鎖	Sop ≧ 30Aop、(2	(略)
		するこどべき	.8Hop)、Aout ≧ (Sop - Wout) / 9	
(略)	を設けた防火設備	自動閉鎖装置	0.7、か(Aout ≧ (Sop - Wout) / 49)である場合	Hop - 0.29(Sop / 60Aop) ²
		その他の場合		
(略)	(略)	(略)	(略)	当該室の床面から各出口の上端までの高さのうち最大のものの二分の一の高さ

この表において、Hop、Aop、Sop、Aout、Woutは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Hop 当該室の床面から出口の上端までの高さ(単位 メートル)

Aop 防火戸が設けられた開口部の面積(単位 平方メートル)

Sop 送風機により給気室(火災の発生のおそれの少ないものに限る。)に給気された空気を当該開口部から通過させることができる能力(単位 一分につき立方メートル)

Aout 給気室への出口等を有する室(階段を除き、火災の発生のお

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

その少ないものに限る。以下この項において同じ。)に設けられた外気に直接通じる開口部(送風機の作動に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にあるものに限る。)の面積の合計(単位 平方メートル)

Wout 給気室への出口等を有する室に設けられた排煙機(送風機の作動に連動して作動するものに限る。)により空気を排出することが出来る能力(単位 一分につき立方メートル)

Vs (略)

Ve (略)

2 (略)

3 第一項の有効排煙量は、当該室の区画の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

- 一 当該室の内部が、防煙垂れ壁によって床面積千五百平方メートル以内ごとに区画されたもの(防煙垂れ壁の下端の床面からの高さが限界煙層高さ以上の場合に限る。) 次の式によって計算した数値

$$Ve = \min(A^*E)$$

(この式において、Ve、A*及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ve (略)

A* (略)

(表略)

E 当該防煙区画に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表に掲げ

Vs (略)

Ve (略)

2 (略)

3 第一項の有効排煙量は、当該室の区画の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

- 一 当該室の内部が、防煙垂れ壁によって床面積千五百平方メートル以内ごとに区画されたもの(防煙垂れ壁の下端の床面からの高さが限界煙層高さ以上の場合に限る。) 次の式によって計算した数値

$$Ve = \min(A^*E)$$

(この式において、Ve、A*及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ve (略)

A* (略)

(表略)

E 当該防煙区画に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表に掲げ

る式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)

排煙設備	給気	(略)	排煙量
	室を設け	(略)	
ない	場合	限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、次のいずれかに適合するもの 一 風道に直結され、排煙機が設けられたものであり、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの 二 当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成十二年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(二)及び(三)、ハ(七)、(八)及び(九)並びにニ又は第二号イ、ハ(一)(イ)、(一イ)及び(二)並びにニの規定に適合するもの	$D_{in} \geq \frac{\sum \min\{w, 3.9(Hc - H_{lim})\}}{w_{p,3}} + \frac{(\sum S_{op} - w)}{s/A_{out}}$
	給気		
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

る式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)

排煙設備	給気	(略)	排煙量
	室を設け	(略)	
ない	場合		(略)
	給気		
(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

上の表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w、s、Sop及びAoutは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- As (略)
- hs (略)
- Aa (略)
- Hc (略)
- Hlim (略)
- E (略)
- w (略)
- s (略)

Sop 送風機により給気室(火災の発生のおそれの少ないものに限る)に給気された空気を当該開口部から通過させることができる

能力(単位 一分につき立方メートル)

Aout 給気室への出口等を有する室(階段を除き、火災の発生のおそれの少ないものに限る。以下この項において同じ。)に設けられた外気に直接通じる開口部(送風機の作動に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にあるものに限る。)の面積の合計(単位 平方メートル)

二 前号に掲げる室以外の室で床面積が千五百平方メートル以下のもの
次の式によって計算した数値

$$Ve = 0.4 \frac{(Hst - Hlim)}{(Htop - Hlim)} E$$

(1)の式において、Ve、Hst、Hlim、Htop及びEは、それぞれ次の数値を表

上の表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w及びsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- As (略)
- hs (略)
- Aa (略)
- Hc (略)
- Hlim (略)
- E (略)
- w (略)
- s (略)

二 前号に掲げる室以外の室で床面積が千五百平方メートル以下のもの
次の式によって計算した数値

$$Ve = 0.4 \frac{(Hst - Hlim)}{(Htop - Hlim)} E$$

(1)の式において、Ve、Hst、Hlim、Htop及びEは、それぞれ次の数値を表

すものとする。

Ve (略)

Hst (略)

Hlim (略)

Htop (略)

□ 当該室に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表の式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)

排煙設備	排煙量
給気	(略)
室を	(略)
設け	
ない	
場合	
給気	限界煙層高さ有効開口部を排煙口とした場合に、次のいずれかに適合するもの
室を	のいずれかに適合するもの
設け	一 風道に直結され、排煙機が設けられたものであり、当該防煙区画に設けられた排煙設備が機械排煙関係規定に適合し、かつ、当該居室の壁の床面からの高さが一・八メートル以下の部分に排煙口の開放に連動して自動的に開放され又は常時開放状態にある給気口が設けられたもの
合	二 当該防煙区画に設けられた排煙設備が平成十二

すものとする。

Ve (略)

Hst (略)

Hlim (略)

Htop (略)

□ 当該室に設けられた排煙設備に応じ、それぞれ次の表の式によって計算した数値(単位 一分につき立方メートル)

排煙設備	排煙量
給気	(略)
室を	(略)
設け	
ない	
場合	
給気	
室を	
設け	
合	

<p>年建設省告示第千四百三十七号第一号イ、ロ(二)及び(三)、ハ(一)、(二)及び(三)(イ)並びにニ又は第二号イ、ハ(一)(イ)、(一)(イ)及び(二)並びにニの規定に適合するもの</p>	
(略)	(略)
<p>この表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w、s、Sop及びAoutは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>	
As (略)	
hs (略)	
Aa (略)	
Hc (略)	
Hlim (略)	
E (略)	
w (略)	
s (略)	
<p>Sop 送風機により給気室(火災の発生のおそれの少ないものに限る。)に給気された空気を当該開口部から通過させることができる。</p>	
<p>能力(単位 一分につき立方メートル)</p>	
<p>Aout 給気室への出口等を有する室(階段を除き、火災の発生のお</p>	
<p>それの少ないものに限る。以下この項において同じ。)に設けられた外気に直接通じる開口部(送風機の作動に連動して自動的に</p>	

(略)	(略)
<p>この表において、As、hs、Aa、Hc、Hlim、E、w及びsは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>	
As (略)	
hs (略)	
Aa (略)	
Hc (略)	
Hlim (略)	
E (略)	
w (略)	
s (略)	

開放され又は常時開放状態にあるものに限る。)の面積の合計(単位 平方メートル)